

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2003-176440(P2003-176440A)

【公開日】平成15年6月24日(2003.6.24)

【出願番号】特願2001-378923(P2001-378923)

【国際特許分類第7版】

C 0 9 D 127/12

C 0 9 C 1/36

C 0 9 C 3/12

C 0 9 D 5/00

C 0 9 D 5/03

C 0 9 D 183/04

【F I】

C 0 9 D 127/12

C 0 9 C 1/36

C 0 9 C 3/12

C 0 9 D 5/00 Z

C 0 9 D 5/03

C 0 9 D 183/04

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月19日(2004.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

含フッ素樹脂粉体塗料粒子(a)および光触媒活性二酸化チタンを包有したメチルシリコーン系樹脂粒子(b)を含有する含フッ素樹脂粉体塗料組成物であって、該粒子(a)と該粒子(b)とは実質的に独立状で含有され、かつ、該粒子(a)の100質量部に対して該粒子(b)の1~25質量部が含有されていることを特徴とする含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項2】

前記含フッ素樹脂が炭素数2~3のフルオロエチレン類を重合することにより得られる含フッ素重合単位(x)を有する樹脂である、請求項1に記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項3】

前記含フッ素樹脂粉体塗料粒子(a)の50%体積平均粒子径が15~200μmである、請求項1または2に記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項4】

前記メチルシリコーン系樹脂粒子(b)が、メチルシリコーン系樹脂の100質量部に対して活性二酸化チタンの配合量が10~50質量部である、請求項1、2または3に記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物。

【請求項5】

塗膜を有する物品であって、該塗膜が請求項1~4のいずれかに記載の含フッ素樹脂粉体塗料組成物から形成されてなる物品。